

利尻富士町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

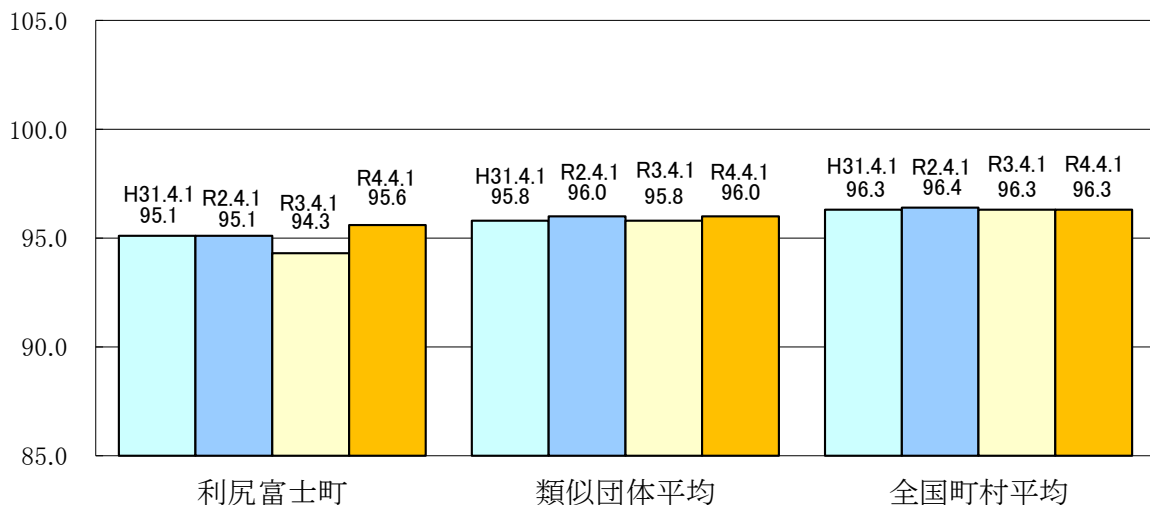
区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
R3年度	2,333	5,374,418	65,994	633,662	11.8	12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
R3年度	67	218,176	32,396	87,266	337,838	5,042	5,377

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

※該当なし

(4) 給与改定の状況

本町は、人事委員会を設置していないので省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については引下げなし。その他の層については激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し
本町は地域手当非該当のため省略。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
利尻富士町	37.6 歳	272,900 円	308,260 円	302,095 円
北海道	42.6 歳	320,171 円	411,612 円	361,937 円
国	42.7 歳	323,711 円	— 円	405,049 円
類似団体	40.8 歳	294,774 円	337,489 円	324,022 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
利尻富士町	48.2 歳	10 人	287,600 円	319,080 円	309,278 円	—	—	—	—
北海道	53.8 歳	165 人	313,167 円	367,801 円	344,216 円	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	— 円	328,416 円	—	—	—	—
類似団体	48.7 歳	2 人	282,958 円	307,601 円	298,277 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
利尻富士町	5,130,060 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成31年～令和3年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注)1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分	利尻富士町	北海道	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

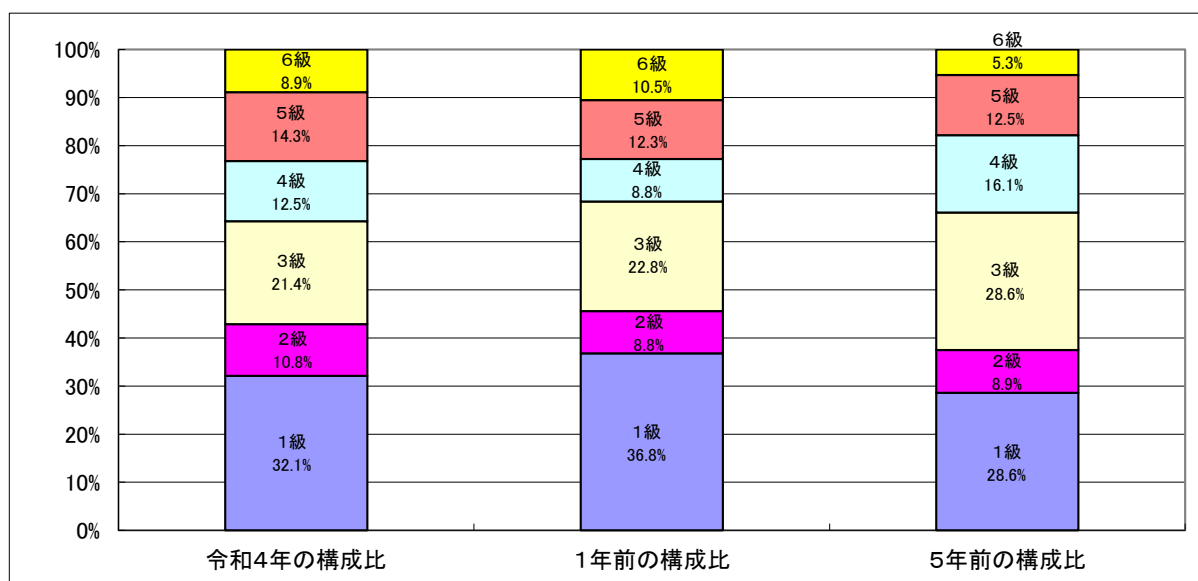
区分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	— 円	— 円	346,000 円
	高校卒	221,500 円	277,000 円	292,700 円
技能労務職	高校卒	207,000 円	— 円	303,900 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

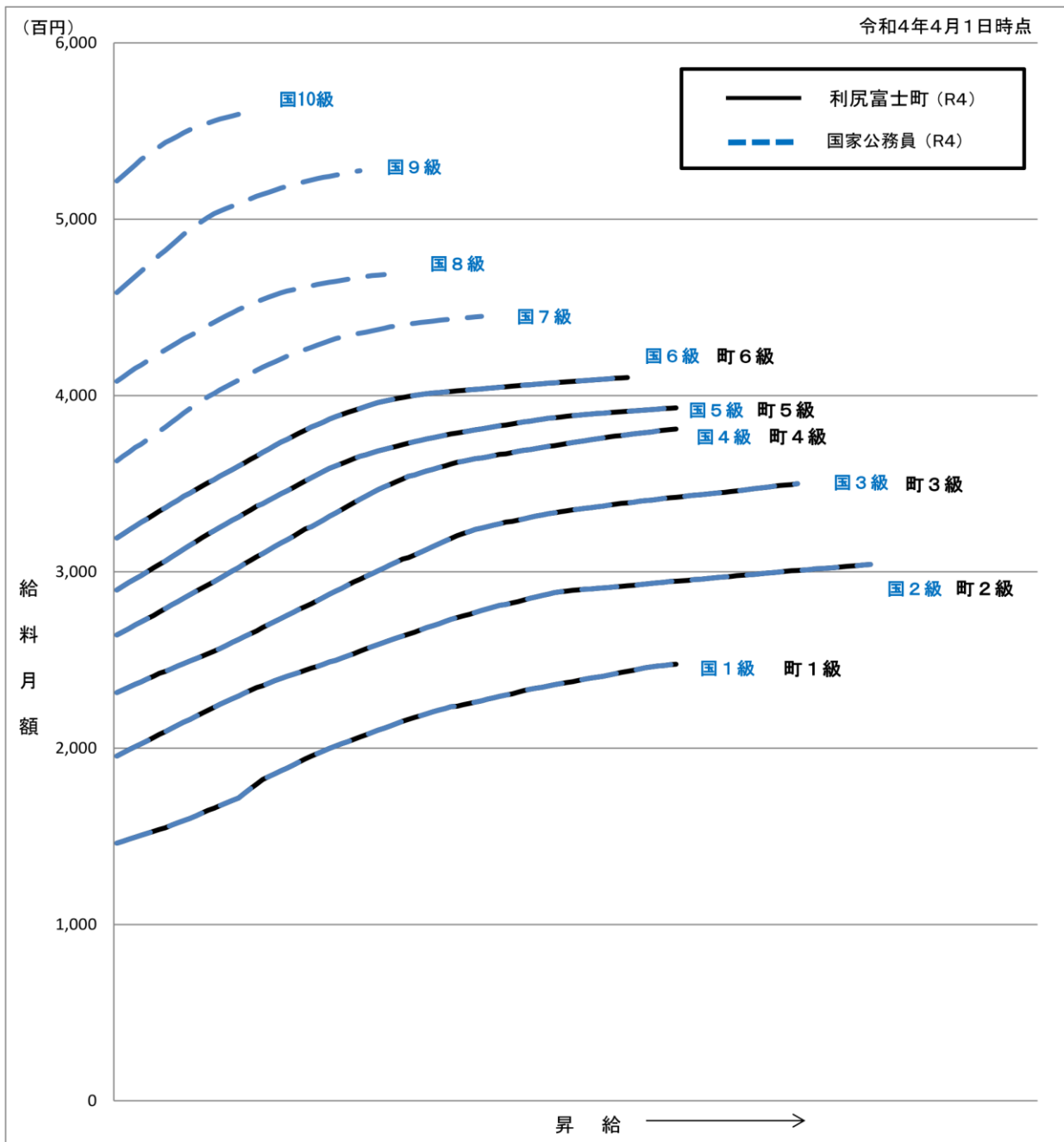
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職員の職務	18人	32.1%	146,100円	247,600円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	6人	10.8%	195,500円	304,200円
3 級	主任、係長及び係長相当職の職務	12人	21.4%	231,500円	350,000円
4 級	困難な職務を分掌する係長、主任の職務	7人	12.5%	264,200円	381,000円
5 級	課長等及び課長補佐等の職務	8人	14.3%	289,700円	393,000円
6 級	課長等の職務	5人	8.9%	319,200円	410,200円

- (注) 1 利尻富士町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国と給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

利尻富士町	北海道		国	
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,366 千円	1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,593 千円		—	
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分		(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

※令和3年人事院勧告における0.15月の引き下げ分(4.45月⇒4.3月)を令和4年6月期で調整。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

利尻富士町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置:無し 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,684千円	19,441千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

制度なし

(4) 特殊勤務手当 (令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算) ※潜水作業手当のみ		13 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算) ※潜水作業手当のみ		13,260 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度) ※潜水作業手当のみ		1.8 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫救治療業手当	感染症患者等の救護若しくは感染症菌の附着した物件等の処理作業に従事した職員	感染症患者等の救護若しくは感染症菌の附着した物件等の処理作業に従事したとき	日額300円
放射線作業手当	放射線の放射作業に従事した職員	放射線の放射作業に従事したとき	日額230円
介護老人施設看護師長手当及び介護士長手当	介護老人施設に従事する介護・介護職員責任者に任命された職員	介護老人施設に従事したとき	月額10,000円
夜間看護等手当	介護老人施設に従事する看護師及び介護職員	介護老人施設の夜間看護等業務に従事したとき	勤務1回につき3,300円
潜水作業手当	潜水作業に従事した職員	潜水作業に従事したとき	1時間につき潜水深度30m未満780円、30m以上1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	10,644 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	194 千円
支給実績(令和2年度決算)	8,415 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	153 千円

(6) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)
扶養手当	配偶者:6,500円 子:10,000円 その他:6,500円、 特定期間の加算:5,000円	同	-	5,489 千円	249,500 円
住居手当	持家は5,000円を支給、借家の場合(家賃16,000円を超える職員が対象)は、家賃の額に応じて25,000円を限度に支給。	異	・支給要件及び支給額の算出方法	2,863 千円	124,478 円
通勤手当	通勤のために自動車等の使用を常例とし、通勤距離が2km以上の職員へ、通勤距離に応じて支給。(使用距離により2,000円～24,400円)	同	-	1,241 千円	65,315 円
寒冷地手当	基準日に在職する職員に、11月から翌年3月まで支給。扶養親族のある世帯主:23,360円/月、扶養親族のない世帯主:13,060円/月、その他:8,800円/月。	同	-	5,063 千円	76,712 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、課長補佐相当職～給料月額10/100、課長相当職～12/100を支給。	異	支給率	6,144 千円	558,545 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員には、1回につき2,500円を支給する	異	国:4,400円	613 千円	19,774 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

給料報酬	区分	給料	月額		等
			額	額	
料	町長	700,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	(副町長)	(722,000 円)	828,000 円/	500,000 円	
	副町長	596,000 円	667,000 円/	478,000 円	
報	議長	230,000 円	318,000 円/	203,000 円	
	副議長	185,000 円	258,000 円/	130,000 円	
	議員	165,000 円	251,000 円/	109,000 円	
期末手当	町長	(令和3年度支給割合)			
	副町長	4.45	月分	※加算措置 15%	
退職手当	議長	(令和3年度支給割合)			
	副議長	2.55	月分	※加算措置なし	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	722,000円×5.126×4年(在職年数)	14,803,888円	任期毎に支給	
	備考	596,000円×3.234×4年(在職年数)	7,709,856円		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

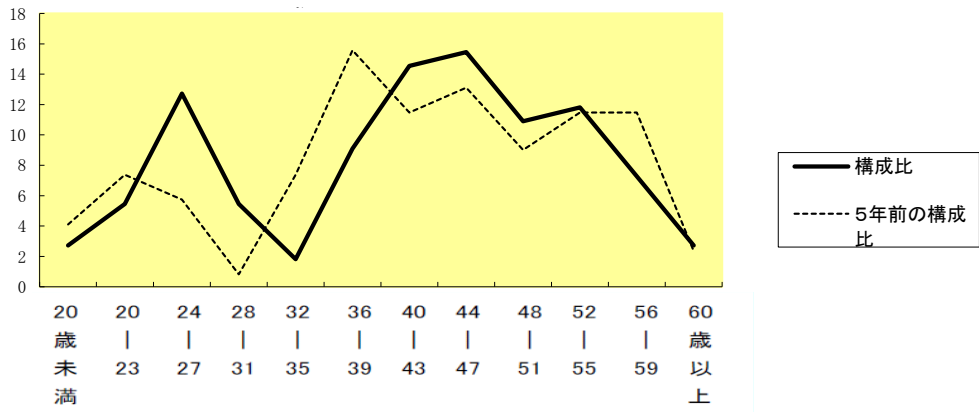
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	18	18	0	
		税務	2	2	0	
		民生	13	13	0	
衛生		5	5	0		
農林水産		3	3	0		
商工		2	2	0		
土木		14	14	0		
計	59	59	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 252.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 196.63 人)		
	教育部門	8	7	△1	人事異動に伴う社会教育部門の調整減	
	小計	67	66	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 282.90 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 232.09 人)	
公営企業計等部門	病院事業 水道事業 下水道事業 国保事業 介護サービス事業 その他	4	4	0	介護施設看護師、作業療法士、介護員の退職等による減	
		2	2	0		
				0		
				0		
		43	38	△5		
	小計	49	44	△5		
	合計	116	110	△6	<参考> 人口1万人当たり職員数 471.50 人	
		[157]	[157]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	6人	14人	6人	2人	10人	16人	17人	12人	13人	8人	3人	110人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度	平成29年	平成30年	平成31年(令和元年)	令和2年	令和3年	令和3年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	62	61	61	59	59	59	-3	(-4.8%)
教育	8	8	8	8	8	7	-1	(-12.5%)
普通会計計	70	69	69	67	67	66	-4	(-5.7%)
公営企業等会計計	52	48	49	49	49	44	-8	(-15.4%)
総合計	122	117	118	116	116	110	-12	(-9.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。